

町立奥出雲病院（4階、3階）LED整備事業
仕様書

令和8年6月

1 事業名

町立奥出雲病院（4階、3階）LED整備事業

2 事業の目的

蛍光灯等照明器具の生産終了及び高騰する電気料金並びに温室効果ガスによる地球温暖化への対応のため、当院の照明設備を現行の蛍光灯からLED照明へと一斉更新（設計・工事）することを目的とする（リース等の賃貸借契約による調達は含まない）。

3 事業期間

契約日の翌日から令和9年3月31日まで

4 事業内容

対象：町立奥出雲病院（4階、3階） ※別添図面参考

事業内容は、次のとおりとする。

(1) 現況照明設備の調査

病院内意見、物理的（規模、法的）な制約等を踏まえた対象フロアの現況を調査分析する。

(2) LED整備に関する説明

照明器具の仕様形態（点灯試験、照度測定及び分電盤の絶縁測定の実施等）、電気使用量・電気料金・CO2排出量の削減効果、既存部品の活用方法（他階の在庫とする等）、施工計画、保守・保証体制（定格寿命：40,000時間確保）などを踏まえた基礎資料を作成する。

※更新方法は器具交換とする。

(3) 設計、施工

4F、3F基礎資料に基づき設計、施工を実施する（4階、3階のうち、4階の工事から着手すること）。

(4) その他

上記の事項に加え、本事業の成果を高めるための独自の提案・工夫、その他特に強調したい事項、アピール点等あれば、追加して提案すること。

(5) 上記(1)から(4)までに関し、発注者から依頼する資料の作成。

5 契約締結について

(1) 審査の結果、発注者が選定した企画提案書に基づき協議を行い、契約における仕様内容、金額等の内容を定め、予算額の範囲内で奥出雲町財務規則に基づき契約を締結するものとする。

(2) また、契約締結後において大幅な業務内容の追加、変更、削除が発生した場合は変更契約により対応するものとする。したがって、企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

6 報告及び検査

発注者が必要があると認めるときは、受託者に対して本業務の履行状況その他必要事項について報告を求め、又は検査を行うことができるものとする。受託者は、発注者から求めがあった場合は、誠実に対応しなければならない。

また、本事業に係る打合せ、協議等を行った場合は、当該内容の議事録を作成し、提出すること。

7 秘密の保持

本事業の履行に当たり知り得た秘密を他の目的に使用し、また他に漏らしてはならない。事業期間が終了した後も同様とする。

特に個人情報については、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

8 再委託

書面等により発注者の承認を得た場合は、事業の一部について再委託することは可能とする。ただし、本事業の主たる部分を再委託することは原則認めない。

なお、再委託した事業に伴う当該第三者の行為については、受託者が全て責任を負うものとする。

9 損害賠償

受託者の故意又は過失により受託者が発注者に損害を与えた場合は、受託者は発注者のその損害を賠償しなければならない。

10 その他の事項

- (1) 関係法令にのっとり、適正に事業を遂行すること。
- (2) 本事業の実施に当たり、事故や運営上の問題等が発生した場合は、速やかに発注者へ連絡すること。
- (3) その他、仕様書に定めのない事項については、適宜発注者と協議の上、その指示に従うこと。
- (4) 本事業の達成に当たり、より効果的かつ魅力的な事業とするため、本仕様に関する新たな提案は妨げない。
- (5) 受託者選定時に提案した内容を遵守し、実施すること。
- (6) 発注者から依頼した資料作成、会議への参加等について速やかに真摯に対応すること。
- (7) 本事業の遂行に当たっては、発注者と十分に協議を行い、発注者の意見や要望を取り入れながら実施すること。その他、業務の履行上必要な事項については、発注者と受託者で協議の上決定すること。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

- 1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密保持)

- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

- 3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲で適正な方法にて収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

- 4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用、又は第三者に提供してはならない。

(管理)

- 5 受注者は、この契約にて知り得た個人情報について、漏洩・滅失・棄損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

- 6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務について第三者に委託又は請け負わせてはならない。

(第三者への準用)

- 7 この特記事項は前項に基づき、この契約による業務を第三者に委託又は請け負わせる場合に準用する。

(業務従事者への周知)

- 8 受注者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を他人に知らせ、又は不当に使用してはならないなど、個人情報の保護に必要な事項を周知及び教育させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

- 9 受注者は、この契約による業務を処理するために受注者から得た個人情報を発注者の承諾なしに複写複製してはならない。

(調査)

- 10 発注者は、受注者がこの契約による業務を処理するに当たり、取り扱い状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

- 11 受注者は、この契約に違反する事項が生じ、又は生じるおそれがある事態を知ったときには、迅速に発注者に報告し指示に従うものとする。

(指示)

- 12 発注者は、受注者がこの契約による個人情報の取扱いについて、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。